



社外役員の独立性判断基準

当社は、以下の各号のいずれにも該当しない場合、当該取締役及び監査役またはその候補者が、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

1. 当社、当社の子会社および当社持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、総称して「業務執行者」という）
2. 過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
3. 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の 10%を超える株式を保有する者）またはその業務執行者である者
4. 当社を主要な取引先（当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の 2%超）とする者またはその業務執行者である者
5. 当社の主要な取引先（取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の 2%超）またはその業務執行者である者
6. 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
7. 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、または当社から得ている当該財産が年間 1,000 万円を超え、または、その年間収入の金額の 2%を超える法人もしくは組合等の団体に所属する者
8. 当社から年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者もしくは組合等の団体の業務執行者である者
9. 上記 1.から 8.のいずれかに
 - ① 現在該当している者
 - ② 最近 3 年間に於いて該当していた者
 - ③ ①および②（ただし、重要な者に限る）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、以上の事項に形式的に該当する場合であっても、会社法上の社外役員の要件を充足しており、かつ、実質的に独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない理由を開示することを条件に社外役員としての独立性があると判断することがある。

附則 本基準の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

以上